

(

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和6年8月29日（令和6年（行情）諮問第972号）

答申日：令和6年12月6日（令和6年度（行情）答申第692号）

事件名：幹部職員等名簿の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月11日付け環境総発第2406113号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

まず、私が求めたものは、細かいところまで載った組織図である。

組織図は本来棒でつながれてて、こことここはつながっているとかここは独立してるとかわかるものである。

課、室までは載せてあるが、係まで載っていると、まだ良いと思う。

そして、国の情報公開制度には不満である。

県や市は2Wや1Wで開示していただけて、かかった実費コピー代1枚10円やCD、DVD代100円程度ですむが、国は1か月かかるうえに延長が多い。

2か月もかかって、たった1枚10円の開示である。

しかも、最初に300円の印紙を納めなければならない（1件につき）、2件なら600円となる。

今回の場合は、1件300円で、1枚10円だったので、290円損した気分である。

1枚分の字を大きくして4枚くらいに分けてくれれば、電話番号まで見

やすく出たのではないかと思われる。

私が求めていたポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室などは、字が小さすぎて、とても見にくいです。

ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室長のAさんは環境汚染対策室長と併任のようですが、（併）の字も小さすぎて、見すごすところでした。

ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室の下は参事官が4人いらっしゃいますが、この4人はポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室とだけつながるのか。

環境再生・資源循環局（局長B）とつながるのか、棒がないからわかりません。

電話番号や内線番号はガイドブック厚生労働省のようにオープンにして広く国民のマナーアップをはかる事を積極的にすすめる方が環境も良くなるのではないかと思ひ開示を求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和6年3月12日付けで本件請求文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同年4月15日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、令和6年6月11日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の決定通知（原処分）を行った。
- (3) これに対し審査請求人は令和6年6月29日付けで処分庁に対してこの原処分について「特定された行政文書が多少的外れであり、訂正を求めるとともに、不開示箇所について開示することを求める。」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同年7月2日付けで受理した。
- (4) 本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

#### 2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示文書は、環境省組織図を包含し、かつ、開示請求書に記載されている「ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室」の連絡先等情報が掲載されている文書として、本件対象文書を特定したものである。本件対象文書内の、政務三役や一部部署の直通番号については、これを公にすることにより、当該部署の事務又は事業の性質上、いたずらや偽計等に使用された場合、当該部署の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きの不開示理由に該当すると判断された。また、本件対象文書内の内線番号については、広く一般に公表されていないものであり、これを公にすることにより、各課室及び各職員の事務の適正な遂

(

行に支障を及ぼすおそれがあり，法5条6号柱書きに該当すると判断された。よって，これらの部分を不開示とした上で，法9条1項に基づき一部開示決定をしたものである。

3 審査請求人の主張

第2の1及び2のとおり。

4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分取消し，及び，開示文書の再特定を求めているので，その主張について検討する。

(1) 本件対象文書について

本件請求文書は，環境省組織図（ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室まで載っているような，大ざっぱでない細かく細部まで載ったもの），環境省職員の内線番号，各部局課室の直通番号の分かる資料である。「環境省組織図」自体は，環境省の公式ホームページ（別紙参照）に掲載されているが，審査請求人の求める，ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室が掲載されていない組織図となっている。

一方，今回開示した環境省幹部職員等名簿は，環境省の組織（ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室を含む）がわかる構成となっている上，各課室の内線番号（一部，政務三役及び幹部職員の内線番号を含む），及び，直通番号（一部，政務三役及び幹部職員の直通番号を含む）が掲載されている文書であることから，審査請求人の求める資料に合致する文書として特定したものであり，再特定しなおす必要は無いと考える。

(2) 本件対象文書の印刷方法について

また，審査請求人は，支払った開示手数料の額を引き合いに出しつつ，「1枚しかない開示資料であれば，1枚分の字を大きくして4枚くらいに分けてくれれば電話番号や課室の名前等が見やすく出たのではないか。」といったことを述べているが，開示文書の内容に手を加えることはできないため，本件対象文書が保存されている形式のまま，今回印刷して開示したものである。

(3) 法5条6号柱書き該当性について

さらに審査請求人は，開示決定した行政文書における不開示箇所について，ガイドブック厚生労働省のように開示するべきであると主張する。

しかしながら，開示請求の対象として特定された行政文書の情報のうち，政務三役や一部部署の直通番号については，これを公にすることにより，当該部署の事務又は事業の性質上，いたずらや偽計等に使用された場合，当該部署の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，内線番号については，広く一般に公表されていないものであり，これを公にすることにより，各課室及び各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると判断された。よって，当該

(

情報は法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

#### 5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 審議
- ④ 同年12月2日 本件対象文書の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から上記第3の2及び4に加え、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室まで載っている環境省組織図、環境省職員の内線番号、各部局課室の直通電話番号の分かる資料を求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 環境省において、ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室まで記載された組織図又は機構図といった文書は、保有していないが、環境省職員の内線番号、各部局課室の直通電話番号が記載された文書として本件対象文書の外に環境省座席表（別紙の3に掲げる文書）を保有している。

(2) 本件開示請求は、開示請求文言を踏まえれば、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりのもをを求めるものと認められる。

当審査会において、諮問庁から別紙の3に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、別紙の3に掲げる文書には、環境省の各部局課室の直通電話番号及び職員の内線番号等が記載されていることが認められるの

(

で、別紙の3に掲げる文書は本件請求文書に該当するものと認められる。

したがって、環境省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の不開示部分には、環境省の職員の内線番号及び各部局課室の直通電話番号が記載されていることが認められる。

(2) 当該不開示部分を不開示とすべき理由について、諮問庁は、上記第3の2及び4のとおり、以下の説明をする。

いわゆる政務三役や一部部署の直通電話番号については、これを公にすることにより、当該部署等の事務又は事業の性質上、いたずらや偽計等に使用された場合、当該部署等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、内線番号については、広く一般に公表されていないものであり、これを公にすることにより、各課室及び各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえて検討すると、当該不開示部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用された場合、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記(2)の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、環境省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

### (第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

(

## 別紙

### 1 本件請求文書

環境省組織図（ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理推進室まで載っているような、大ざっぱでない細かく細部まで載ったもの）、環境省職員の内線番号、各部局課室の直通番号の分かる資料

### 2 本件対象文書

環境省幹部職員等名簿（令和6年4月1日）

### 3 開示決定等をすべき文書

環境省座席表